

# 宇部ファミリー・サポート・センター事業委託に係る公募型プロポーザル募集要領

## 1 目的

この要領は、宇部市が実施する宇部ファミリー・サポート・センター事業の受託者を、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

なお、この契約は令和6年3月市議会での予算の議決を前提としており、議決がない場合は契約として成立しないものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務内容

宇部ファミリー・サポート・センター事業仕様書のとおり

### (2) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、特に問題がなければ契約を更新することができる（最長3年間）。

## 3 業務に要する費用（事業費限度額）

4,360,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならないことに留意すること。

## 4 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、参加資格を有するものとする。

(1) 法人等の団体であること。（法人格の有無は問わない。個人は不可とする。）

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。（共同企業体においては、すべての構成員が、次のいずれにも該当しないこと。）

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 会社更生法（平成14年法律第16号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

オ 政治団体、宗教団体、又はそれに類する団体である者

カ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。次号について同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ク 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ケ 法人税、地方税、その他租税公課を滞納しているとき。

コ 児童福祉法等の法令違反の実績がある者（ただし、定期監査等での指摘が軽微な場合、又は既に改善している場合は該当とみなさない。）

(3) 個人情報情報の漏洩、滅失、き損又は改ざんの防止その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

## 5 スケジュール

(1) 公募開始日	令和6年2月 2日 (金)
(2) 質問書の提出期限	令和6年2月 8日 (木)
(3) 質問への回答期限	令和6年2月13日 (火)
(4) 参加申込書の提出期限	令和6年2月16日 (金)
(5) 参加資格決定通知	令和6年2月19日 (月)
(6) 企画提案書等の提出期限	令和6年3月 6日 (水)
(7) 審査委員会の開催	令和6年3月12日 (火) 予定
(8) 候補者の選定	令和6年3月中旬予定
(9) 契約締結	令和6年4月 1日 (月)

## 6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

参加申込書（様式1）

誓約書（様式2）

法人等概要書（単体企業等又は共同企業体の代表者）（様式3-1）

法人等概要書（共同企業体の構成員）（様式3-2）

法人等の国税・県税・市税の滞納がないことを証する証明書（発行から1か月以内のもの：写し可）

(2) 提出期限

令和6年2月16日（金）17時（必着）

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送

※開封確認を付した電子メールで送信すること。電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

※持参の場合の受付時間は、平日9時から12時まで、13時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、書留郵便により令和6年2月16日（金）17時必着とする。

(4) 参加資格審査結果通知

令和6年2月19日（月）

※参加資格審査結果は、全ての応募者に電子メールにより通知する。

## 7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 参考見積書（任意様式）

(2) 提出期限

令和6年3月6日（水）17時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、平日9時から12時まで、13時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、書留郵便により令和6年3月6日（水）17時必着とする。

(4) 提出先

「13 問い合わせ及び提出先」に記載

(5) 提出部数

正本1部、副本5部（正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。）

(6) 提出書類作成上の留意事項

ア 企画提案書

① 企画提案書は、1事業者あたり1提案とする。A4判、横書き、左綴じで製本すること。  
（図表等については、必要に応じてA3判でも可とするが、A4判への折込みをすること。）

② 企画提案書の表紙には、宛名（宇部市長）、タイトル（宇部ファミリー・サポート・センター業務に係る企画提案書）、提出年月日及び事業者名を記載すること。

③ 企画提案書の作成にあたっては、以下の内容について記述すること。

a 業務実施体制

b 業務実績

c 仕様書の業務内容に即した具体的な提案

特に、以下の点については、必ず提案願います。

- ・多様化する子育て支援のニーズや利用者等の声を反映した事業内容
- ・利用者のサービス向上（質の確保）対策
- ・会員相互間の援助活動におけるマッチングの工夫
- ・研修会、会員間交流会の参加者増加対策
- ・事業の周知及び会員の増加につながる広報活動
- ・危機管理（事故対応、クレーム対応等）

d その他の提案事項

事業費限度額の範囲内で事業の有効性及び効率性の向上につながる提案

※仕様書の範囲以外で提供が可能なサービス等があれば併せて示すこと。

イ 参考見積書

業務に要する費用は積算根拠を明確にして作成すること。

## 8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに対する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出期限

令和6年2月8日（木）17時まで

(2) 提出方法

開封確認を付した電子メールに質問票（様式4）を添付し事務局に送信する。  
電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

(3) 回答方法

令和6年2月13日（火）までに、市ウェブサイトに掲載する。

## 9 審査及び受託候補者の選定

受託候補者から提出された書類の評価及び優先交渉権者選定等は、宇部ファミリー・サポート・センター業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査で選定するものとする。

(1) 一次審査

事務局にて、参加資格要件並びに書類不備等を確認し、参加資格がないと判断した場合、並びに書類不備の場合は、失格とする（企画提案書の審査は行わない）。

審査後、応募者全員に郵送にて速やかに資格審査結果を通知します（共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに郵送します）。

ア 参加資格非該当通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面（様式自由。ただしA4判とする。）により、宇部市長に参加資格非該当理由についての説明を求めることができる。

イ 参加資格非該当理由の説明請求の提出方法等

①提出先 企画提案書等の提出先と同じ

②提出方法 企画提案書等の提出方法と同じ

③受付期間 説明を求めることができる期間内（ただし、休日は除く。）の8時30分から17時まで

ウ 参加資格非該当理由の説明請求に対する回答

参加資格非該当理由の説明請求への回答は、最終日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面により行う。

(2) 二次審査実施予定日

令和6年3月12日（火）※時間未定

参加事業者には書面又は電子メールにより通知する。

(3) 実施場所

宇部市役所 3階 防災情報センター（予定）

(4) 審査方法

ア 企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションについて、総合的に審査を実施する。

なお、参加申込みが1者の場合であっても審査を実施する。

参加事業者は、提出資料を用いてプレゼンテーションを行い、審査員との質疑応答を行う。

所要時間

・準備	5分	} 計30分
・プレゼンテーション	15分	
・質疑応答	10分	

イ 別表評価基準に基づく各審査員の評価点を合計し、総合点の6割以上となった企画提案書の中から、総合得点の最も高い提案をした者を受託候補者、次点者を次点候補者に選定する。

## (5) 審査結果の通知

審査結果及び受託候補者の選定については、参加事業者に書面により通知するとともに、市ウェブサイトに掲載する。

## 10 契約方法

企画提案書の内容を基本として受託候補者と契約条件等に関する協議を行い、仕様書の内容を定め、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結することを原則とする。

また、協議の結果、契約締結に至らなかった場合、次点候補者と契約条件等に関する協議を行う。

## 11 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなかった場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 二次審査に参加しなかった場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

## 12 その他留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び企画提案書等提出に係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (3) プロポーザルに係る全ての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等については、受託候補者の選定のために使用するものとするが、公開請求があった場合は、宇部市情報公開条例に基づき公開するものとする。
- (5) 応募受付後に参加を辞退する場合は、その旨を書面により提出すること。
- (6) 本募集に係る契約については、令和6年3月市議会における予算の議決が前提であり、変更することがある。

## 13 問い合わせ及び提出先

宇部市 こども未来部 こども政策課  
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号  
TEL : 0836-34-8566 FAX : 0836-22-6051  
メールアドレス : kodomo@city.ube.yamaguchi.jp

(別表)

宇部ファミリー・サポート・センター業務委託に係る  
公募型プロポーザル 評価基準

評価項目	詳細・着眼点	配点
1 事業者評価 (配点：10)		
実施体制及び活動実績	実施体制・管理責任者が明確にされ、適切な人員配置が行われているか。 団体の状況及び活動実績等からみて、確実に事業を遂行できる能力を有しているか。	10
2 企画提案評価 (配点：80)		
業務内容	多様化する子育て支援のニーズや利用者等の声を反映した事業内容となっているか。	10
	利用者のサービス向上（質の確保）が期待できる内容となっているか。	15
	会員相互間の援助活動におけるマッチングの工夫がなされているか。	15
	研修会、会員間交流会の開催にあたり、参加者の増加が期待できる内容となっているか。	10
	事業が市民に広く認知される広報となっているか 会員の増加につながる広報となっているか。	10
危機管理	安全管理、事故防止対策等のための適切な方策が講じられているか。 個人情報の適正な保護のための具体的な方策が講じられているか。 会員間のトラブル対応の方策が講じられているか。	10
その他	事業費限度額の範囲内で、事業の有効性及び効率性の向上につながる提案があるか（デジタル技術を活用した業務の効率化や利用者の利便性向上など）。	10
3 経費見積金額 (配点：10)		
経費見積金額	見積金額について、積算が妥当で、費用対効果が見込めるか。	10

※各審査員の評価点の合計が、総合点の6割以上を得たものの中で、最高得点となった事業者を受託候補者として決定する。